

平成24年9月19日 原規総発第120919005号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領を次のように定める。

平成24年9月19日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この管理要領は、原子力規制委員会(以下「委員会」という。)における文書の接受、起案、決裁、施行、貸出及び閲覧等の文書の管理について必要な事項を定め、事務処理の適正かつ能率的な遂行に資するとともに、委員会行政文書管理規則(原規総発第120919003号。以下「規則」という。)の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、規則第2条に定めるところによる。

(帳簿等)

第3条 次の各号に掲げる課に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。

(1) 総務課

- 様式第1 (閣議請議文書原簿)
- 様式第2 (省令簿)
- 様式第3 (告示簿)
- 様式第4 (官報掲載訓令簿)
- 様式第5 (一般訓令簿)
- 様式第6 (官庁報告簿)
- 様式第7 (文書接受簿)
- 様式第8 (書留郵便物等接受簿)
- 様式第9 (開示請求受付管理簿)
- 様式第10 (不服申立受付簿)
- 様式第11 (合議文書等処理簿)

様式第 1 2 (文書発議簿)

様式第 1 3 (文書発送簿)

様式第 1 4 (使送伝票)

- (2) 主管課等 (原子力規制委員会組織規則 (原子力規制委員会規則第 1 号) に定める課及び室並びにこれらに準ずるものとして総括文書管理者が定めるもの)

様式第 7

様式第 1 2

様式第 1 3

様式第 1 4

- 2 前項の帳簿等 (様式第 1 4 を除く。) は、文書管理システム上に備えるものとする。

第 2 章 文書の接受

(文書の接受)

第 4 条 委員会に到達する文書の接受は、総務課において行う。ただし、主管課等に直接到達する文書 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成 1 1 年法律第 4 2 条。以下「情報公開法」という。) 第 4 条第 1 項に規定する開示請求書その他情報公開法の施行に関し到達する文書 (以下「開示請求書等」という。) を除く。) の接受については、当該主管課等において行うものとする。

- 2 委員会の職員が直接文書を受領したときは、速やかに当該職員が所属する文書管理担当者に申し出て接受を受けなければならない。
- 3 委員会に到達した文書のうち、記名捺印又は署名のないものについては、接受、配布及び登録に係る手続きを省略することができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- (1) 使送、会議等により委員会の職員が直接受領するとき。
 - (2) 請願、陳情、建議等で委員会の職員が直接受領するとき。
 - (3) 電報、ファクシミリ又は電子メールにより委員会の職員が直接受領するとき。

(接受文書の区分)

第 5 条 委員会に到達する文書は、次のとおり区分する。

- (1) 省受文書 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官あての文書並びに環境省あての文書でその内容が委員会の所掌に属するもの
- (2) 局受文書 委員会委員長 (以下「委員長」という。) 、長官、主管課等の長あての文書及び委員会、原子力規制庁、主管課等あての文書

(封書の開封)

第 6 条 委員会において受領した文書は第 1 0 条から第 1 3 条までに規定する場合その他特に必要がある場合を除き、省受文書については総務課長が、局受文書の

うち委員長又は委員会あてのものについては総務課長が、長官又は原子力規制庁あてのものについては総務課長が、主管課等の長又は主管課等あてのものについては当該主管課等の長がそれぞれ開封するものとする。

(文書の配布)

第7条 委員会に到達した省受文書(電子文書、親展文書及び開示請求書等を除く。)については、直ちに総務課において、委員会接受印(様式第15)を押した上、様式第7に整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先、配布先その他必要な事項を登録し、主管課等の長に配布するものとする。

2 委員会に到達した開示請求書等については、委員会受付印(様式第16)を押した上、様式第9に登録し、配布するものとする。

3 前項の規定による文書の配布に当たっては、様式第7に受領者の押印を受けるものとする。

第8条 委員会に到達した局受文書(電子文書及び親展文書を除く。)については、直ちに委員会接受印を押した上、様式第7に整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先、配布先その他必要な事項を登録し、主管課等の長に配布するものとする。

2 前項の規定による文書の配布に当たっては、様式第7に受領者の押印を受けるものとする。

(書留郵便及び使送便等の接受)

第9条 総務課及び主管課等において書留郵便、現金書留郵便、配達証明郵便及び使送便等を接受したときは、様式第8に接受年月日、差出人、受取人その他必要な事項を登録し、受領者の押印を受けるものとする。

(親展文書)

第10条 委員会に到達した省受文書のうち親展文書(電子文書を除く。)については、総務課において受領した後、開封することなく、直ちに環境省大臣官房秘書課長(以下、「官房秘書課長」という。)に配布するものとする。

2 官房秘書課長は、前項の規定により配布された親展文書については、直ちに当該あて先人に配布するものとする。

3 第1項に規定する親展文書のうち、委員会において処理を必要とするものについては、当該あて先人の閲覧を終えた後、総務課長に回付するものとする。

4 前項の規定により回付された親展文書については、第7条の規定を準用する。

第11条 委員会に到達した文書のうち、委員長あての親展文書については、開封することなく、直ちに委員長に配布するものとする。

2 前項に規定する親展文書のうち、処理を必要とするものについては、委員長の閲覧を終えた後、総務課長に回付するものとする。

3 前項の規定により回付された親展文書については、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。

第12条 主管課等の長に配布された文書のうち、親展文書で処理を必要とするものについては、当該主管課等の長等の閲覧を終えた後、当該文書に係る案件を所管する担当官に配布するものとする。

(個人宛ての文書)

第13条 個人宛ての文書(電子文書を除く。)の処理は、親展文書の例による。

(誤配文書の取扱い)

第14条 総務課に送達された文書のうち、誤って送達され、又は委員会の所管外である等接受してはならないものがあるときは、直ちに返却、回送その他適切な措置をとるものとする。

2 官房総務課から総務課に配布された文書が委員会の所管に属さないものであるときは、当該配布を受けた総務課長は、当該文書を官房総務課長に回付するものとする。

3 第7条第1項又は第8条第1項の規定により配布された文書が当該主管課の所掌に属さないものであるときは、当該配布を受けた主管課等の長は、当該文書を総務課長に回付するものとする。

4 前項の規定により回付された文書が委員会の所掌に属さないものであるときは、第2項の規定を準用する。

5 第8条第1項の規定により配布された文書が開示請求書等であるときは、当該配布を受けた主管課等の長は、当該開示請求書等を総務課長に回付するものとする。

(登録をしない接受文書)

第15条 施行文書に対する照会、回答及び報告、定期刊行物その他の参考資料の送付に係る文書並びに月例報告等定型的かつ簡易な文書については、第7条及び第8条の規定にかかわらず、様式第7への登録は行わない。

(接受文書の特例)

第16条 様式第7へ登録を要する文書(開示請求書等を除く。)のうち省受文書を総務課又は主管課等が直接接受した場合、又は局受文書を主管課等が直接接受した場合は、第7条及び第8条の規定にかかわらず官房総務課及び総務課に回付することなく、様式第7に所要事項を登録することができる。

第3章 文書の起案及び決裁

(起案)

第 17 条 決裁文書（委員会の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を委員会の意思として決定し、又は確認するための行政文書をいう。）の起案は、様式第 17 に定める起案用紙又は文書管理システム上で調製された起案用紙を用い、当該欄に所要の事項を記入又は登録して起案し、決裁を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長又は委員の発議文書は、委員会決裁を受け委員会決定された後政策評価・広聴広報課委員会係の指示によりその決定された内容に最も深い関連を有する課において文書管理システムにより採番することとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、軽易な内容の確認その他の軽易又は定型的な決裁文書の起案については、決裁用紙を用いないで当該文書に直接押印等を受ける等の適宜の方法により行うことができる。
- 4 第 1 項による決裁文書等の起案は、原則として 1 の案件ごとに行うものとする。ただし、同一の案件について 2 以上の起案を要し、当該起案を個別に行うことによって業務の効率的な処理に支障を来すときその他適当と認められるときは、2 以上の起案を一括して行うことができる。
- 5 一の接受文書に関しその内容が異なる二以上の事案について区分して起案する場合には、当該接受文書に基づき必要な範囲内でその写しを作成し、これについて起案することができる。
- 6 決裁文書には、その決裁に係る事項について、処理案の要旨及び理由、意思決定に至った経緯等を記載するものとする。ただし、その決裁に係る事項が軽易なものであるときは、この限りでない。
- 7 緊急に処理を要する決裁文書には、持ち回りをして決裁を受ける場合を除き、起案用紙の右上部欄外に紙片を付するものとする。

（決裁）

第 18 条 決裁文書を起案したときは、速やかに決裁を受けなければならない。

- 2 決裁は、原則として文書管理システムを使用して行うものとする。ただし、決裁文書等を持ち回る必要がある場合その他文書管理システムを使用することが適当でない場合は、起案用紙又は文書管理システムから出力した起案用紙の回付により行うことができる。

（他の部局に対する合議）

第 19 条 他の部局（大臣官房の課を含む。以下この条において同じ。）の所掌事務に関連する案件について起案したときは、委員会における決裁を終えた後、当該他の部局に合議するものとする。ただし、当該案件について緊急の処理を要する等特別の理由があるときは、委員会の決裁を終える前であっても、当該他の部局において並行して起案及び決裁を進めることを求めることができる。

- 2 前項の関係部局への合議は、総務課と当該部局の総括課（大臣官房の課を含む。）の間において行う。

- 3 前項の総務課において決裁文書を他の部局に回付し、又は他の部局から決裁文書の回付を受けたときは、文書管理システムを使用する場合を除き、その都度様式第11に必要事項を登録しなければならない。合議を受けた部局が合議した部局に文書を回付する場合においても同様とする。
- 4 委員会は、第1項に規定する案件のうち軽微なものその他特別の理由があるものについては、あらかじめ当該他の部局と協議し、又は文書の写しを配布すること等により、意見の調整を行うことができる。この場合において、意見の調整ができたときは、その旨を起案用紙に記入することにより、合議を省略することができる。
- 5 主管課等の長は、第21条第1項第2号の規定により自ら専決処理することができる事務又は軽易かつ定型的な事務については、第20条の規定にかかわらず、関係部局等の課等の長に合議を直接行うことができ、かつ、関係部局等の課等の長の決裁を省略することができる。

(決裁文書等の取扱)

第20条 委員会又は委員長の決裁を受ける決裁文書は、必ず長官を経由しなければならない。ただし、委員長又は委員の発議事項についてはこの限りではない。

- 2 長官の決裁を受ける決裁文書は、次長の決裁を受けなければならない。
- 3 次長の決裁を受ける決裁文書は、総務課長の決裁を受けなければならない。ただし、次長の決裁を受ける文書のうちで緊急事態対策監、審議官又は原子力地域安全総括官が総括整理する事務に係るものは、総務課長を経由した後、必ず当該事務を担当する緊急事態対策監、審議官又は原子力地域安全総括官を経由しなければならない。

(委員会の決裁事項)

第21条 次に掲げる事項については、委員会の決裁を受けなければならない。

- (1) 閣議に提出する事項
- (2) 委員会の議事に関する事項
- (3) 委員会規則、委員会告示、委員会訓令及びガイドライン（法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるために委員会が公表する指針、考え方等の運用基準をいう。）の制定、改正及び廃止に関する事項
- (4) 法令等に基づき、委員会が行う許可、指定、認可、命令、検査、確認、勧告、決定、報告、通知、公表等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要な事項

(委員長の決裁事項)

第22条 次に掲げる事項については、委員長の決裁を受けなければならない。

- (1) 委員会規則を発することを求める事項
- (2) 委員会委員長訓令の制定、改正及び廃止に関する事項
- (3) 法令等に基づき、委員長が行う任免、命令、決定、諮問、協議、通知等に関する事項

る事項

- (4) 職員の人事、服務及び研修に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要な事項

(決裁を受ける範囲)

第23条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長、長官、主管課等の長の職名で施行を要する決裁文書については、それぞれ委員長、長官、主管課等の長まで
- (2) 委員会名、原子力規制庁名、課室名等で施行を要する決裁文書については、それぞれ委員会、長官、主管課等の長まで
- (3) 第1号又は第2号に掲げる文書のうち、当該文書に係る事項の決裁を受ける範囲が、あらかじめ第1号又は第2号に掲げる決裁権者により指定されている場合にあつては、その指定された範囲
- (4) 第1号に掲げる課室長の職名で施行を要する決裁文書のうち、原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則（原規総発第120919027号）第4条に基づく回答又は回答ができない旨の通知については、総務課長まで
- (5) 施行を要しない伺い文書又は供覧文書については、主管課等の長が必要と認める範囲

(決裁文書等の持ち回り)

第24条 決裁文書が緊急の処理を要するもの、秘密の取扱いを要するもの又は詳細な説明を要するものであるときは、起案者その他の当該決裁文書等に係る案件について説明する能力を有する職員が携行して決裁を受けることができる。

2 前項の規定により持ち回りによる決裁を受ける場合には、第19条第4項の規定による様式第11の登録は、省略することができる。

(専決処理)

第25条 別表第2から第4に掲げる専決事項に該当する決裁文書は、委員会行政文書管理規則及び要領の改正（軽易なものを除く。）及び廃止並びに事の異例に属するものを除き、同表の専決者欄に掲げる者が専決処理することができる。この場合には、同表の合議者欄に掲げる者に合議しなければならない。

(代決)

第26条 次の各号の全てに該当する場合には、決裁権者（専決者を含む。以下同じ。）の直近下位の者は、決裁の代行（以下本条において「代決」という。）をすることができる。

- (1) 決裁権者が出張、休暇その他の事由により不在であること。
- (2) 当該事項を緊急に処理しなければならない理由があること。
- (3) 当該事項が決裁権者より代決をしてはならないものとして、あらかじめ指定された事項に係るものでないこと。

- 2 代決をする者は、その決裁が代決である旨を明らかにしなければならない。
- 3 重要な事項について代決した者は、事後速やかにその旨を決裁権者に報告しなければならない。

(決裁文書の修正)

第 27 条 決裁文書の修正は、加除訂正により行うものとし、内容の重大な変更にあたる修正については、当該修正に係る部分に修正者が押印等をするものとする。ただし、決裁権者が起案者に当該内容の修正を求めることを妨げるものではない。

- 2 修正により決裁文書の内容が判読し難くなったときは、当該修正があった後の文書（以下この項において「修正文書」という。）を作成し、当該決裁文書に添えて決裁を行うことができる。この場合において、前項の修正は、修正文書に記入して行うことができる。

(決裁の期限)

第 28 条 決裁文書の回付を受けた者は、特別の理由がある場合を除き、2 日以内に決裁をしなければならない。

(廃案)

第 29 条 決裁文書について、決裁権者が反対の決定をした場合又は決裁権者の決裁を終える前に起案主管課等の長が撤回の決定をした場合には、当該決裁文書は廃案とし、起案用紙に「廃案」の表示をするとともに、様式第 1 2 に必要な事項を登録するものとする。

(文書の供覧)

第 30 条 委員会に送達を受けた文書で、担当官以外の閲覧が必要と認められるものは、起案用紙を用いて、速やかに供覧するものとする。

- 2 供覧文書には、その供覧に係る事項について、説明文及び必要があるときは、担当官の意見を記載するものとする。ただし、その供覧に係る事項が軽易なものであるときはこの限りではない。
- 3 第 17 条第 2 項の文書は、その決定された内容に最も深い関連を有する担当官が起案用紙を用いて、速やかに供覧するものとする。
- 4 前項において、供覧の範囲は起案の決裁の範囲（委員長及び委員を除く）に準ずる。
- 5 図書・刊行物の供覧等簡易なものについては、起案用紙を用いることを要しない。

(決裁・供覧文書の登録)

第 31 条 決裁又は供覧を終えたときは、当該発議者において、起案用紙にその決裁を終えた年月日又は供覧を終了した日その他必要な事項を登録するとともに

- に、別表第1に定める文書記号、文書番号を登録し、様式第12に件名、決裁を終えた年月日、施行年月日、起案者その他必要な事項を登録するものとする。
- 2 前項の文書番号は、毎日更新し起番する。

第4章 文書の施行及び発送

(施行文書の取扱い)

- 第32条 主管課等においては、前条の規定による登録を終えた決裁文書（以下この章において「決裁済文書」という。）で施行、発送を要するもの（電子文書を除く。）については、浄書及び照合を行い、施行文書を作成し、公印及び契印の押印を行った後に封かんし、総務課に発送を依頼するものとする。ただし、情報公開法第9条第1項の規定による通知その他情報公開法に関し施行する文書（以下「開示決定通知書等」という。）については、封かんを要しない。
- 2 文書を使送により送付する場合で、特に相手方が当該文書を受け取った旨の証拠を必要とするときは、当該文書に様式第14を添付しなければならない。
- 3 施行文書の各葉に割印を押す場合には、当該文書の発行名義人の公印を用いるものとする。
- 4 施行文書には、別に定めのあるものを除き、当該文書の施行年月日及び文書記号・番号を付するものとする。

(公印及び契印の省略)

- 第33条 前条第1項の規定にかかわらず、本省、委員会内部部局、施設等機関及び地方環境事務所に発出する施行文書については、発信者名の下に「(公印省略)」の文字を付記することにより、公印及び契印の押印を省略することができる。

(閣議提出文書)

- 第34条 閣議提出文書については、官房総務課において、様式第1に件名、主管部局課室名、別表第5に定める文書記号、文書番号、提出年月日その他必要な事項を登録するものとする。

(官報原稿の送付)

- 第35条 主管課等においては、法律、政令、省令、委員会規則、委員会告示その他公示を要する案件で官報に掲載する必要があるものについて決裁が終わったときは、浄書及び照合を行い、官報に掲載する原稿（以下この条において「官報原稿」という。）を、法律、政令、省令については官房総務課に、委員会規則、委員会告示等については総務課に送付するものとする。この場合において、必要に応じて電磁的記録媒体に記録したものを併せて送付する。
- 2 前項の規定により総務課に委員会規則、委員会告示等に係る官報原稿が送付されたときは、官報報告主任（総務課長をもって充てる。）は、様式第2、様

式第3、様式第4又は様式第6（次項において「官報簿」という。）に件名、主管部局課室名、別表第5に定める文書記号その他必要な事項を登録し、当該官報原稿（必要に応じて電磁的記録媒体に記録したものを含む。）を独立行政法人国立印刷局に送付するものとする。

- 3 官報報告主任は、前項の規定により送付した官報原稿が官報に掲載されたときは、官報簿に掲載年月日及び番号その他必要な事項を登録し、主管課室に連絡するものとする。
- 4 主管課等においては、前項の連絡を受けたときは、決裁済文書と官報を照合し、誤りがあった場合には、第1項及び第2項の例により、官報正誤の手続を行うものとする。
- 5 官報報告主任は、総務課の職員のうちから官報報告主任補佐及び官報事務取扱者を指名し、官報掲載に関する事務を行わせることができる。

（官報に掲載しない訓令）

第36条 主管課等においては、官報に掲載する必要がない訓令の決裁が終わったときは、決裁済文書を総務課に送付するものとする。

- 2 前項の規定により決裁済文書が送付されたときは、総務課長は、様式第5に件名、主管部局課室名、別表第5に定める文書記号、文書番号その他必要な事項を登録し、決裁済文書に訓令番号を記入した後、当該決裁済文書を主管課等に返送するものとする。

（郵送）

第37条 郵送により文書を発送するときは、総務課において、郵便、民間事業者が提供する信書便又はその他効率的な方法により行うものとする。

第5章 文書の貸出及び閲覧

（文書の貸出及び閲覧）

第38条 文書管理者は、職務の遂行上必要があると認められる場合は、文書を関係職員以外の職員に閲覧させ、又は貸し出すことができる。

- 2 前項の規定により閲覧し、又は貸出を受けた文書は、これを転貸、取換又は改ざんしてはならない。

第6章 行政文書の利用

（行政文書の利用）

第39条 公表その他の方法により国民に情報提供される行政文書については、何人に対しても閲覧させ、又は配布するものとする。ただし、1人当たりの配布部数を制限することができる。

- 2 前項の閲覧又は配布は、原則として原子力規制委員会ホームページへの掲載

の方法で行うものとする。

- 3 第1項の閲覧又は配布の対象となる行政文書は、パンフレット、PR資料、新聞発表資料、審議会等の議事録その他国民一般に情報提供するために作成された行政文書とする。

第40条 前条の行政文書は、配布予定数に達した場合には配布を終了し、閲覧又は写しの交付のみを行う。

- 2 前条の行政文書の情報提供を開始した日から1年を経過した場合は、情報公開法第4条第1項の規定に基づく開示請求手続により閲覧又は写しの交付を行うものとする。ただし、ホームページへの掲載又は配布を継続している場合は、この限りではない。

第7章 秘密文書の取扱い

第41条 秘密を要する文書の取扱いは、環境省秘密文書取扱規程（平成13年環境省訓令第14号）の定めるところによる。

第8章 電子文書の管理

（電子文書取扱主任）

第42条 総務課に総括電子文書取扱主任を、所管課室に電子文書取扱主任を置く。

- 2 総括電子文書取扱主任は、総務課業務管理室文書係長をもって充てる。
- 3 電子文書取扱主任は、文書管理担当者をもって充てる。
- 4 総括電子文書取扱主任及び電子文書取扱主任は、文書管理システムを用いた電子文書の送受信及び文書管理システムを用いて送受信する電子文書の適切な管理に当たる。

（電子文書の確認・接受等）

第43条 電子文書取扱主任又は担当官は、文書管理システムを用いて送信された電子文書を受信した場合は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるところにより処理しなければならない。

- (1) 受信した電子文書に電子署名がある場合は、当該電子署名の検証を行うこと。
 - (2) 受信した電子文書の形式を確認し、発信者に対して形式上の誤りがない場合は、受領通知を、形式上誤りがある場合は否認通知をそれぞれ通知すること。
 - (3) 様式第7に当該受信した電子文書の整理番号、接受年月日、件名、発信者、宛先及び相手方の文書日付その他必要な事項を登録した後、当該受信した電子文書を文書管理システムに登録すること。
- 2 電子文書の接受年月日は、電子文書が文書管理システムに到達（文書管理システムに備えられたファイルへの記録がされた時をいう。）した年月日とする。

ただし、通常の勤務時間を超えて到達したもの及び休日に到達したものにあっては、直後の休日ではない日とする。

(電子文書の施行)

第 44 条 電子文書は文書管理システムにより施行するものとする。

(電子署名)

第 45 条 施行文書が電子文書である場合は、電子署名を行うものとする。ただし、省内に発送する文書その他文書管理者が電子署名を要しないと認めた文書については、電子署名を省略することができる。

2 前項の電子署名は電子文書取扱主任が行うものとする。

3 その他電子署名の取扱いについては、環境省電子署名規程（平成 15 年環境省訓令第 6 号）の定めるところによる。

(アクセスの管理)

第 46 条 総務課長は、文書管理システムにアクセスしようとする者をユーザ ID 及びパスワード等により識別し、認証するものとする。

2 総務課長は、文書管理システムへのアクセス状況を監視し、記録するものとする。

(電子文書の保存等の記録)

第 47 条 総務課長は、電子文書の文書管理システムへの保存並びに文書管理システムに登録された電子文書の閲覧、更新、複写及び廃棄（以下この項において「保存等」という。）が行われた場合に、当該保存等が行われた年月日及び時刻並びにその実施者名を記録するための措置を講ずるものとする。

2 総務課長は、消失、改ざん、漏えい等により国民の権利義務、国民生活に重大な影響を与えるおそれのある電子文書については、更新履歴を確認するための措置を講ずるものとする。

3 総務課長は、電子文書の消失及び変化並びに改ざん、盗難、漏えい及び盗み見を防止するための措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 9 月 19 日から施行する。

別表第 1

課 名		文 書 記 号		
原子力規制委員会	総務課	原	規	総
	政策評価・広聴広報課	原	規	広
	国際課	原	規	国
	技術基盤課	原	規	技
	安全規制管理官（BWR担当）	原	管	B
	安全規制管理官（PWR・新型炉担当）	原	管	P
	安全規制管理官（試験研究炉・再処理 ・加工・使用担当）	原	管	研
	安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送 担当）	原	管	廃
	安全規制管理官（地震・津波安全対策 担当）	原	管	地
	原子力防災課	原	規	防
	監視情報課	原	規	監
	東京電力福島第一原子力発電所事故対 策室	原	規	福

別表2（共通事項）
（1）一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1	課長補佐相当官職以下の職員の任免及びそれに関連する事項に関すること（分限及び懲戒並びに訓戒に関する事項を除く）。	長官	
2	訓令の制定又は改廃（軽易なものに限る。）に関すること。	長官	
3	法令の解釈又は運用で軽易なものに関すること。	長官	
4	請願（国会に提出されたものを除く。）、建議、陳情等に関すること。（軽易なものに限る。）	長官	
5	賞状及び賞品（次号に掲げるものを除く。）に関すること。	長官	
6	賞状及び賞品（2回目以降であって選定対象範囲、交付要件等の変更がないものに対する賞品及び賞状の交付に関するものに限る。）に関すること。	課長	総務課長
7	祝辞、弔辞その他あいさつ文（書面の交付を伴うものに限る。）に関すること。	長官	
8	後援名義（次号に掲げるものを除く。）その他の名義に関すること。	次長	
9	後援名義（全く同趣旨の行事に対する2回目以降の後援名義の使用の承認に関するものに限る。）に関すること。	課長	総務課長
10	不服申立ての裁決又は決定に関すること。（行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報に関する法律に係る不服申立てであって軽易なものに限る。）	長官	
11	不服申立てに関すること。（裁決又は決定に関すること（前号に掲げるものを除く。）を除く。）	課長	総務課長
12	公示（規範の定立に係るものを除く。）に関すること。	次長	
13	訴訟に関する事務で軽易なものに関すること。	長官	
14	審議会等に関する事務で軽易なものに関すること。	課長	業務管理室長 総務課長
15	委託費に関すること。（次号に掲げるものを除く。）	課長	業務管理室長 総務課長
16	委託費に関する事務のうち、再委託（重要なものを除く。）に係る承認申請に関すること。	課長	
17	助成金及び交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の対象となるものを除く。）に関すること。	課長	業務管理室長 総務課長

18	官庁その他に対する通達、通知、協議、照会、依頼又は回答に関することであって軽易なものに関する事（原子力規制法令の規定によるものを除く）。	課長	総務課長
19	私費出版の承認に関する事。	課長	総務課長
20	委託事業の成果の発表の許可に関する事。	課長	
21	受領証、証明書等の交付及び返納に関する事。	課長	業務管理室長
22	免許証、許可証、受領証、証明書等の再交付又は書換えに関する事。	課長	業務管理室長
23	処分未済の文書の返送に関する事。	課長	
24	便宜供与に関する事。	課長	総務課長
25	行政職俸給表（一） 8級以下の職員に対する旅行命令に関する事。（次号に掲げるものを除く。）	課長	業務管理室長 総務課長
26	原子力保安検査官及び原子力防災専門官に対する旅行命令に関する事。	総務課長	
27	審議会等の委員等旅費に関する旅行依頼に関する事。	課長	業務管理室長
28	研修計画及びその実施に関する事。	次長	
29	前各号に掲げるもののほか、他の専決事項に属しない事務であって軽易なものに関する事。	課長	

注 この表でいう「課長」とは安全規制管理官を含む。

(2) 共通の法令事務

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第3条第1項の規定による歳入歳出予定計算書等の作成又は財務大臣への送付に関する事。	総務課長	
2	特別会計に関する法律第9条第1項の規定による歳入歳出決定計算書の作成又は財務大臣への送付に関する事。	総務課長	
3	特別会計に関する法律第15条第5項の規定による現金の繰替使用に関する事。	総務課長	
4	特別会計に関する法律第19条第1項の規定による資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類の作成又は財務大臣への送付に関する事。	総務課長	
5	特別会計に関する法律第20条の規定による財務情報の開示に関する事。	総務課長	

6	特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）第9条第1項の規定による歳入歳出予定額各目明細書の作成又は財務大臣への送付に関する事。	総務課長	
7	特別会計に関する法律施行令第9条第3項の規定による目の区分及び各目の細分についての財務大臣への協議又は決定に関する事。	総務課長	
8	特別会計に関する法律施行令第11条の規定による貸借対照表等の様式についての財務大臣への協議又は決定に関する事。	総務課長	
9	特別会計に関する法律施行令第17条第4項の規定による徴収総報告書の作成又は財務大臣への送付に関する事。	総務課長	
10	特別会計に関する法律施行令第18条第3項の規定による支出総報告書の作成又は財務大臣への送付に関する事。	総務課長	
11	特別会計に関する法律施行令第52条第2項の規定による所管大臣への協議に関する事。	長官	
45	安全規制管理官付	原子炉等規制法第56条の3第5項の規定による使用者の保安	長官
12	特別会計に関する法律施行令附則第21条の規定による所管換又は所属替をする国有財産の範囲及び時期その他必要な事項についての財務大臣への協議に関する事。	長官	

(3) (1) 及び (2) の業務を専決で処理したものについて特に必要なものは委員会又は委員長に報告を行う。

別表第3（原子力規制法令）

（1）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）関係

事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	安全規制管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下この表において「原子炉等規制法」という。）第12条第5項の規定による製錬事業者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	長官		要
2	安全規制管理官付	原子炉等規制法第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	安全規制管理官		否
3	核物質防護室	原子炉等規制法第12条の2第5項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	長官		要
4	核物質防護室	原子炉等規制法第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	原子力防災課長		否
5	安全規制管理官付	原子炉等規制法第16条の4第1項の規定による加工施設の溶接検査に関する事	長官		要
6	安全規制管理官付	原子炉等規制法第16条の4第2項の規定による加工施設の溶接の方法の認可に関する事	長官		要
7	安全規制管理官付	原子炉等規制法第22条第5項の規定による加工事業者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	長官		要
8	安全規制管理官付	原子炉等規制法第22条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	安全規制管理官		否
9	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項の規定による核燃料取扱主任者免状の交付に関する事	総務課長		要
10	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項第1号の規定による核燃料取扱主任者試験の実施に関する事	長官		要
11	総務課	原子炉等規制法第22条の3第1項第2号の規定による核燃料物質の取扱いを行う者に対する資格認定に関する事	長官		要
12	核物質防護室	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第5項の規定による核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	長官		要

13	核物質防護室	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防災課長		否
14	安全規制管理官付	原子炉等規制法第28条の2第1項の規定による原子炉施設の溶接検査に関すること。	長官		要
15	安全規制管理官付	原子炉等規制法第28条の2第2項の規定による原子炉施設の溶接の方法の認可に関すること。	長官		要
16	安全規制管理官付	原子炉等規制法第28条の2第4項の規定による原子炉施設のうち輸入したものの溶接の方法の認可に関すること。	長官		要
17	安全規制管理官付	原子炉等規制法第37条第5項の規定による原子炉設置者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
18	安全規制管理官付	原子炉等規制法第37条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	安全規制管理官		否
19	総務課	原子炉等規制法第41条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の交付に関すること。	総務課長		要
20	総務課	原子炉等規制法第41条第1項第1号の規定による原子炉主任技術者試験の実施に関すること。	長官		要
21	総務課	原子炉等規制法第41条第1項第2号の規定による原子炉の取扱いを行う者に対する資格認定に関すること。	長官		要
22	核物質防護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による原子炉設置者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
23	核物質防護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防災課長		否
24	安全規制管理官付	原子炉等規制法第43条の10第1項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接検査に関すること。	長官		要
25	安全規制管理官付	原子炉等規制法第43条の10第2項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可に関すること。	長官		要
26	安全規制管理官付	原子炉等規制法第43条の20第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
27	安全規制管理官付	原子炉等規制法第43条の20第6項において準用する第12条第6項の規定による職員の指定に関すること。	安全規制管理官		否

28	核物質防護室	原子炉等規制法第43条の2第5項において準用する第12条の2第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	長官		要
29	核物質防護室	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	原子力防災課長		否
30	安全規制管理官付	原子炉等規制法第46条の2第1項の規定による再処理施設の溶接検査に関する事	長官		要
31	安全規制管理官付	原子炉等規制法第46条の2第2項の規定による再処理施設の溶接の方法の認可に関する事	長官		要
32	安全規制管理官付	原子炉等規制法第50条第5項の規定による再処理施設の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	長官		要
33	安全規制管理官付	原子炉等規制法第50条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	安全規制管理官		否
34	核物質防護室	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第5項の規定による再処理施設の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	長官		要
35	核物質防護室	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	原子力防災課長		否
36	安全規制管理官付	原子炉等規制法第51条の9第1項の規定による特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接検査に関する事	長官		要
37	安全規制管理官付	原子炉等規制法第51条の9第2項の規定による特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可に関する事	長官		要
38	安全規制管理官付	原子炉等規制法第51条の18第5項の規定による廃棄事業者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	長官		要
39	安全規制管理官付	原子炉等規制法第51条の18第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	安全規制管理官		否
40	核物質防護室	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第5項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	長官		要

41	核物質防護室	原子炉等規制法第51条の2第3第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防災課長		否
42	安全規制管理官付	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
43	安全規制管理官付	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
44	安全規制管理官付	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による使用施設等の溶接検査に関すること。	長官		要
45	安全規制管理官付	原子炉等規制法第56条の3第5項の規定による使用者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
46	安全規制管理官付	原子炉等規制法第56条の3第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	安全規制管理官		否
47	核物質防護室	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く）に関すること。	長官		要
48	核物質防護室	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	原子力防災課長		否
49	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る認可を除く。）に関すること。	長官		要
50	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第3項の規定による使用者の廃止措置計画の変更の認可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の認可を除く。）に関すること。	長官		要
51	安全規制管理官付	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者の廃止措置計画の終了の確認（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る確認を除く。）に関すること。	長官		要

52	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第57条の7第2項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の認可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る認可を除く。）に関する事	長官		要
53	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可に関する事（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者を除く。）	長官		要
54	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の終了の確認（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る確認を除く。）に関する事	長官		要
55	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第58条第2項の規定による事業所外廃棄に関する措置の確認に関する事	長官		要
56	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第59条第2項の規定による事業所外運搬に関する措置の確認に関する事	長官		要
57	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第59条第3項の規定による事業所外運搬に使用する容器の承認に関する事（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下この表において「外運搬規則」という。）第21条第2項の規定による核燃料輸送物の設計の承認をしたものに限る）	長官		要
58	核物質防 護室	原子炉等規制法第59条の2第2項の規定による特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結確認に関する事（軽微なものに限る）	長官		要
59	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第61条の2第1項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認に関する事	長官		要
60	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第61条の2第2項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可に関する事	長官		要
61	安全規制 管理官付	原子炉等規制法第64条の3第8項において準用する第12条第6項の規定による特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関する事	安全規制 管理官		否
62	主管課等	原子炉等規制法第67条第1項から第4項までの規定による報告徴収（第66条の2第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。）に関する事	長官	政策評 価・広報 課長	否

63	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項まで及び第5項の規定による立入検査（第66条の2第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。）に関する事 こと。	長官	政策評価・広報課長	否
64	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項まで及び第5項の規定による立入検査（検査の適正な遂行のためにただちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る（前号の立入検査を除く。））に関する事 こと。	長官		要
65	安全規制管理官付	原子炉等規制法第71条第5項の規定による同法第52条第1項の使用の許可又は第55条第1項の使用の変更の許可にあ たつての文部科学大臣の意見の聴取に関する事 こと（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者の使用を除く。）。	長官		要
66	主管課室	原子炉等規制法第72条第5項の規定による事業指定等したときの国家公安委員会又は海上保安庁長官への連絡に関する事 こと。	主管課室長等	総務課長、原子力防災課長（原子力防災課の所掌に係るものを除く。）	否
67	安全規制管理官付	原子炉等規制法第72条の2の2第2項の規定による第61条の2第1項の放射能濃度の確認及び同条第2項の測定方法の認可をしたときの環境大臣への連絡に関する事 こと。	安全規制管理官	総務課長	否
68	安全規制管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下この表において「原子炉等規制法施行令」という。）第62条第2項の規定による届出の文部科学大臣等への写しの送付に関する事 こと。	安全規制管理官	総務課長	否
69	安全規制管理官付	原子炉等規制法施行令第62条第4項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関する事 こと。	安全規制管理官	総務課長	否
70	安全規制管理官付	原子炉等規制法施行令第62条第6項の規定による処分等の文部科学大臣等への通報に関する事 こと。	安全規制管理官	総務課長	否
71	核物質防護室	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和32年総理府・通商産業省令第1号）第7条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事 こと。	長官		要

72	安全規制 管理官付	核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下この表において「加工規則」という。）第3条の6の4第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の使用前検査の実施に係る通知書に関する事	安全規制 管理官	総務課長	否
73	安全規制 管理官付	加工規則第3条の16の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の施設定期検査の実施にかかる通知書に関する事	安全規制 管理官	総務課長	否
74	総務課	加工規則第8条の8の規定による核燃料取扱主任者免状の再交付に関する事	総務課長		要
75	総務課	加工規則第8条の15の規定による認定課程の確認に関する事	長官		要
76	総務課	加工規則第8条の17の規定による認定等の公示に関する事	長官		要
77	核物質防 護室	加工規則第9条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事	長官		要
78	核物質防 護室	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第19条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事	長官		要
79	核物質防 護室	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下この表において「試験炉規則」という。）第16条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事	長官		要
80	核物質防 護室	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）第43条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事	長官		要
81	総務課	原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下この表において「試験細目規則」という。）第7条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の再交付に関する事	総務課長		要
82	総務課	試験細目規則第14条の規定による認定課程の確認に関する事	長官		要
83	総務課	試験細目規則第16条の規定による認定等の公示に関する事	長官		否
84	安全規制 管理官付	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下この表において「貯蔵規則」という。）第9条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う使用前検査の実施に係る通知に関する事	安全規制 管理官	総務課長	否

85	安全規制管理官付	貯蔵規則第20条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う施設定期検査の実施に係る通知に関する事	安全規制管理官	総務課長	否
86	核物質防護室	貯蔵規則第43条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事	長官		要
87	安全規制管理官付	使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下この表において「再処理規則」という。）第6条の4第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の使用前検査の実施にかかる通知書に関する事	安全規制管理官	総務課長	否
88	安全規制管理官付	再処理規則第7条の10の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構の施設定期検査の実施にかかる通知書に関する事	安全規制管理官	総務課長	否
89	核物質防護室	再処理規則第19条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事	長官		要
90	安全規制管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成20年経済産業省令第23号。以下この表において、「第一種埋設規則」という。）第22条第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う使用前検査の実施に係る通知に関する事	安全規制管理官	総務課長	否
91	安全規制管理官付	第一種埋設規則第37条第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う施設定期検査の実施に係る通知に関する事	安全規制管理官	総務課長	否
92	核物質防護室	第一種埋設規則第70条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事	長官		要
93	核物質防護室	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下この表において「第二種埋設規則」という。）第22条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事	長官		要
94	安全規制管理官付	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下この表において「廃棄物管理規則」という。）第9条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う使用前検査の実施に係る通知に関する事	安全規制管理官	総務課長	否
95	安全規制管理官付	廃棄物管理規則第20条の3第1項及び第3項の規定による原子力安全基盤機構が行う施設定期検査の実施に係る通知に関する事	安全規制管理官	総務課長	否
96	核物質防護室	廃棄物管理規則第35条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事	長官		要

97	核物質防護室	核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下この表において「使用規則」という。）第3条の6第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	長官		要
98	安全規制管理官付	外運搬規則第23条第1項の規定による承認容器として使用する期間の更新に関する事（外運搬規則第21条第2項の規定による核燃料輸送物の設計の承認をしたものに限る）。	長官		要
99	安全規制管理官付	外運搬規則第23条第3項の規定による容器承認書の書換えに関する事。	安全規制管理官		否
100	安全規制管理官付	外運搬規則第24条第1項及び第3項の規定による容器承認書の書換えに関する事。	安全規制管理官		否
101	安全規制管理官付	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成15年経済産業省令第112号。以下この表において「原子炉等規制法に基づくJNES検査省令」という。）第2条第6号の規定による原子力安全基盤機構の原子力施設検査員の認定に関する事。	長官		要
102	安全規制管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第3条第9号の規定による原子力安全基盤機構の溶接検査員の認定に関する事。	長官		要
103	安全規制管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第4条第9号の規定による原子力安全基盤機構の廃棄物埋設施設確認員の認定に関する事。	長官		要
104	安全規制管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第4条の2第7号の規定による原子力安全基盤機構の放射能濃度確認員の認定に関する事。	長官		要
105	安全規制管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第5条第8号の規定による原子力安全基盤機構の廃棄確認員の認定に関する事。	長官		要
106	安全規制管理官付	原子炉等規制法に基づくJNES検査省令第6条第9号の規定による原子力安全基盤機構の運搬物確認員の認定に関する事。	長官		要
107	安全規制管理官付	試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令（平成15年文部科学省令第45号。以下この表において「試験炉等JNES確認省令」という。）第3条の2第9号の規定による原子力安全基盤機構の溶接検査員の認定に関する事。	長官		要
108	安全規制管理官付	試験炉等JNES確認省令第3条第7号の規定による原子力安全基盤機構の放射能濃度確認員の認定に関する事。	長官		要
109	安全規制管理官付	試験炉等JNES確認省令第3条の3第8号の規定による原子力安全基盤機構の廃棄確認員の認定に関する事。	長官		要

110	安全規制 管理官付	試験炉等 J N E S 確認省令第 4 条第 9 号の規定による原子力安全基盤機構の運搬物確認員の認定に関する事。	長官		要
111	安全規制 管理官付	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める件（平成 2 年科学技術庁告示第 5 号。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。）第 4 1 条第 5 項の規定による核燃料輸送物設計承認書の有効期間の書換えに関する事。	安全規制 管理官		否
112	安全規制 管理官付	外運搬技術基準告示第 4 1 条第 6 項の規定による核燃料輸送物設計承認書の変更の届出による書換えに関する事。	安全規制 管理官		否

(2) 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）関係

事項 番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の 要否
1	安全規制 管理官付	電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号。以下この表において「電事法」という。）第 4 3 条第 2 項の規定による主任技術者の選任の許可に関する事。	長官		要
2	安全規制 管理官付	電事法第 4 8 条第 5 項の規定による工事計画の審査の延長に関する事。	安全規制 管理官		要
3	安全規制 管理官付	電事法第 5 0 条の 2 第 3 項の規定による使用前安全管理審査に関する事。	長官		要
4	安全規制 管理官付	電事法第 5 1 条第 1 項の規定による燃料体検査（新しい燃料の種類的设计に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
5	安全規制 管理官付	電事法第 5 1 条第 3 項の規定による輸入燃料体検査（新しい燃料の種類的设计に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
6	安全規制 管理官付	電事法第 5 2 条第 3 項の規定による溶接安全管理審査に関する事。	長官		要
7	安全規制 管理官付	電事法第 5 5 条第 4 項の規定による定期安全管理審査に関する事。	長官		要
8	安全規制 管理官付	原子力発電工作物の保安に関する省令（平成 2 4 年経済産業省令第__号。以下この表において「原子力発電工作物保安省令」という。）第 6 条第 2 号の規定による主任技術者の兼任の承認に関する事。	長官		要
9	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第 1 8 条第 4 号の規定による使用前検査の省略の指示に関する事。	長官		要
10	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第 2 0 条第 2 項及び第 4 項の規定による原子力安全基盤機構の使用前検査の実施に係る通知書に関する事。	安全規制 管理官	総務課長	否

11	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第25条の規定による燃料体検査の省略の指示に関すること。	長官		要
12	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第27第1項の規定による燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	安全規制 管理官		否
13	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第27第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構の燃料体検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否
14	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第30条第1項ただし書の規定による輸入燃料体検査申請書の添付書類の省略の指示に関すること。	長官		要
15	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第31第1項の規定による輸入燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	安全規制 管理官		否
16	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第31第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構の輸入燃料体検査の実施に係る通知書に関すること。	安全規制 管理官	総務課長	否

17	安全規制 管理官付	原子力発電工作物保安省令第56条第2項及び第4項の規定による原子力安全基盤機構の定期検査の実施に係る通知書に関する こと。	安全規制 管理官	総務課長	否
----	--------------	--	-------------	------	---

(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）関係

事項 番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1	原子力防 災課	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下この表において「原災法」という。）第8条第4項の規定による原子力防災要員の現況の届出に係る書類の写しの送付に関する こと。	原子力防 災課長	総務課長	否
2	原子力防 災課	原災法第9条第5項の規定による原子力防災管理者等の選任又は解任の届出に係る書類の写しの内閣府への送付に関する こと。	原子力防 災課長	総務課長	否
3	原子力防 災課	原災法第11条第5項の規定による放射線測定設備の検査に関する こと。	長官		要
4	原子力防 災課	原災法第13条の2第1項の規定による原子力事業者の防災訓練の実施の結果の報告に係る書類の写しの送付に関する こと。	原子力防 災課長	総務課長	否

別表第4（その他の法令）

（1）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）関係

事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	総務課	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下この表において「通則法」という。）第62条で準用する第53条第1項の規定による独立行政法人の役員の報酬等の支給の基準の届出についての独立行政法人評価委員会への通知に関する事。	長官	政策評価・広聴広報課長	否

（2）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）関係

事項番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	政策評価・広聴広報課	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下この表において「政策評価法」という。）第6条第4項（第6条第5項において準用する場合を含む。）の規定による基本計画の総務大臣への通知及び公表に関する事。	政策評価・広聴広報課長	総務課長	否
2	政策評価・広聴広報課	政策評価法第7条第3項の規定による実施計画の総務大臣への通知及び公表に関する事。	政策評価・広聴広報課長	総務課長	否
3	政策評価・広聴広報課	政策評価法第10条第2項の規定による評価書の総務大臣への通知並びに当該評価書及びその要旨の公表に関する事。	政策評価・広聴広報課長	総務課長	否
4	政策評価・広聴広報課	政策評価法第11条第の規定による政策評価の結果の政策への反映状況の総務大臣への通知及び公表に関する事。	政策評価・広聴広報課長	総務課長	否

別表第 5

事 項	文 書 記 号
規 則	原 規 委 規 則
告 示	原 規 委 告 示
訓 令	原 規 委 訓 令

<省令簿>

様式第2

整理番号	文書番号	主管課	件名	官報掲載年月日	省令番号	備考

<告示簿>

様式第3

整理番号	文書番号	主管課	件名	官報掲載年月日	告示番号	備考

<官報掲載訓令簿>

様式第4

整理番号	文書番号	主管課	件名	官報掲載年月日	訓令番号	備考

<一般訓令簿>

様式第5

整理番号	文書番号	主管課	件名	制定年月日	訓令番号	備考

<官庁報告簿>

様式第6

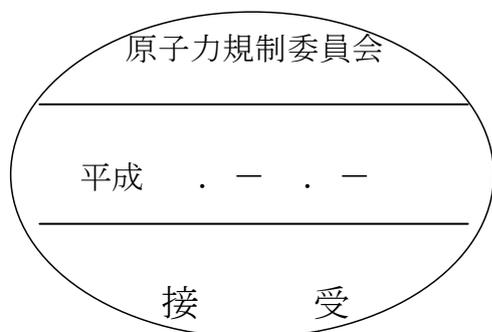
整理番号	文書番号	主管課	件名	官報掲載年月日	種別	備考

(様式第 1 4)

使 送 伝 票	
宛 名	府・省 局 課 庁 部
文書件名 又は番号	
発信者名	原子力規制庁 課
送付月日	平成 年 月 日
受領印	
原子力規制委員会	

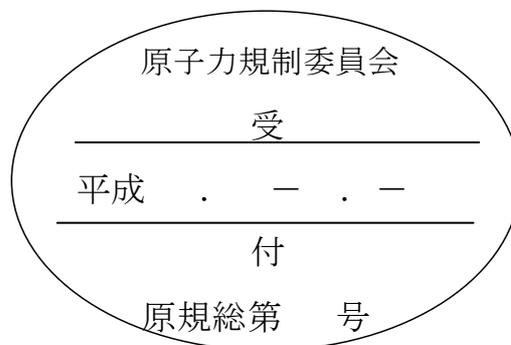
(様式第 15)

原子力規制委員会接受印



(様式第 16)

原子力規制委員会受付印



決裁・供覧

件名					文書番号						
伺い文											
起案	起案日	平成	年	月	日	受付日	平成	年	月	日	
	部署					決裁	決裁処理期限日	平成	年	月	日
							決裁日	平成	年	月	日
	起案者					施行	施行処理期限日	平成	年	月	日
							施行日	平成	年	月	日
連絡先						施行先					
分類名称	大分類						施行者				
	中分類						取扱い上の注意				
	名称(小分類)										
取扱区分	秘密区分					格付け	機密性格付け				
	秘密期間終了日						取扱制限				
	指定事由					保存	行政文書保存期間				
							保存期間満了時期				
決裁・供覧欄	委員長 委員										
	長官		次長		緊急時対策監		審議官		原子力地域安全総括官		
	総務課長 (主管課等の長)										
備考欄											